

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年7月31日（金）10:33～10:48

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役

東洋大学理工学部建築学科教授

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<提案者>

駒崎 弘樹 認定NPO法人フローレンス代表理事

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

竹内 重貴 内閣府地方創生推進室企画調整官

（議事次第）

1 開会

2 議事 「子ども1人でも保育士2人必置」規定に対する緩和要望

3 閉会

○藤原次長 それでは、本日最後のヒアリングということになります。

認定NPO法人フローレンスの代表理事でいらっしゃる駒崎さんにお出でいただきております。

これまでも、御承知のとおり今回の成長戦略の改訂の中でも、いわゆる往診の16キロールの撤廃でございますとか、あるいは、往診専門医をどのようにしていくかということ

について、御提言を受けて、先生方の御尽力もいただきながら、実現の方向で議論しているわけでございますけれども、数日前に、また、こういった御要望も頂戴しております、早速でございますが、今日は、お話を聞きして、また、実現の方向性を探っていきたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○駒崎代表理事 皆さん、こんにちは。認定NPO法人フローレンス代表の駒崎です。

この会議では、保育士試験の2回からやったりだとか、それこそ16キロルールの撤廃だとか、往診専門医とかさまざまなところで風穴を開けていただいて、本当に心から感謝しております。

今回は、子どもが1人でも保育士有資格者2人規定という規制に関してお話しさせていただければと思っております。

まず、初めに、私、都内で小規模保育所を13園運営しております。仙台で1園やっているのですけれども、その保育園経営者の立場からしますと、今とても悩んでいることがあります。それが保育士不足です。保育士が大変不足しています。特に都内においては、常に1を超えてるという状況で、保育士がいなくて保育園が造れないという状況になっているのです。

これは、私どもだけかなと申しますと、そうではなくて、実は厚生労働省も再来年には保育士が7.4万人も不足するということを見込んでる状況なのです。これは、ゆゆしき事態です。

この保育士不足の一因となっているのが、過重労働というところでございます。保育士不足の一番の要因は、賃金と合わない、給与が低いというところなのは御案内のとおりですが、しかし、2番目に重いのが、就業時間が希望と合わないとか、休暇が少なかったり、取れないというワーク・ライフ・バランス関係の話が63.5%と非常に高い要因であるのです。つまり、給与も低いし、働くのもしんどいというようなところがございます。

この長時間労働という部分なのですが、なぜ起きてしまっているのかというところです。その一つに、子ども1人でも保育士をなぜか2人置かなければいけないという規定が関わってきます。

どういうことかと申し上げますと、保育所は、標準的には11時間の開所です。働く人は、労働基準法で8時間というふうに決められているわけなのです。8時間の人たちを組み合わせて11時間開所に備えなければいけないという状況になっています。

一方で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準という昭和23年に作られたルールで、繰り返しますけれども、昭和23年、1948年、戦後間もなく作られたルールによって下記のように決められています。

保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上と、1歳から3歳だったら1対6、3歳から4歳だったら1対20、4歳だったら1対30ということなのですが、これにただし書

きがついています。ただし、保育所1につき2人を下することはできない。このただし書きの1行によって、子どもが1人でも保育士有資格者を2人置かなくてはいけないという状況が生み出されているわけなのです。

本来だったら、ここにあるとおり、1人で0歳児は3人見られますよと、1、2歳児だったら6人見られますよと決められているにもかかわらず、なぜかこの条項があるために、子どもが1人でも保育士が2人いなければいけないという規定の人員以上の配置をしなければいけないという状況になっています。

子どもが1人になるという状況は、どういうことかと言うと、簡単に言いますと、最後ですね、最初、例えば、20人いた子どもたちが、5人帰って、10人帰っていって、最後1人とか2人になるわけですね。この1人とかになる時間というのは、時間にすると、30分とか1時間半とかすごい短い時間になるのですけれども、この隙間を埋めるために、何とか保育士を2人入れ込まなければいけないのでけれども、この30分から1時間半働きたいという保育士の有資格パートというのは、中々いないわけです。働くのだったら4時間働くことになるですから。

そうすると、4時間とか6時間のパートを入れ込まざるを得ないかというふうに入れるのですが、でも、その超過する部分の補助というのは出ていないわけなのです。なので、財政的にも大変であるというところです。

ただ、パートを雇えれば、それは幸運なのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、保育士の有資格者というのは、そもそも不足していますので、パートを雇うということも中々しんどいわけです。

そうすると、どうなるかというと、結局いる人たちでカバーしようとなるわけです。それで、いる人たちが8時間働いたけれども、11時間働きましょうということでカバーしていくことで長時間労働の職場が出来上がるということになっております。

さて、子ども1人でも保育士有資格者2人という規定の合理性というものをお話していきたいと思うのですけれども、子どもが最後の1人になった場合、保育士2人は何をしているかと御想像ください。もちろん、1人は子どもを見ていますね、子どもと遊んだりということをしています。保育士の仕事をしています。

では、もう一人は何をしているかと言いますと、2人掛かりで子ども1人と遊んでいてもしょうがないので、1人は戸締まりとか、お片付けとか、あるいはちょっと掃除とか簡単な事務を行っているわけですね。それで、戸締まりとか掃除を保育士有資格者でなければできないかというと、そうではなくてできますねというのは明白かなと思うわけでございます。

ただ、こういう反論もあるでしょう、例えば、万が一、最後の30分で、片方の保育士が倒れてしまったといったときにどうするのだ、ということがございます。ですので、2人大人がいるということ自体は、リスクマネジメント的には重要なのではないかなというところは否定しません。ただ、そこの部分で、もう片方の方を保育士有資格者でなければい

けないというのは違うのではなかろうかと。

なぜならば、例えば、体調が悪くて、1人の人が倒れてしまったとなったとしても、もう一人の人が30分とか1時間子どもを見られればいいわけですので、そうなると、子育て支援員とか、家庭的保育者という研修資格が既にあるのです。つまり、子どもを十分見られますよというような研修資格というのが既にあって、その人たちでもいいはずなのです。必ずしも保育士有資格者ではなくていいはずです。

なので、子ども1人に対して保育士有資格者を2人必ず付けなければいけないという資格の合理性というのは、限りなくないに等しいと言わざるを得ません。

よって、私が提案したいのは、この戦後間もない、朝鮮戦争より前に作られた子ども1人でも保育士有資格者2人規定に対して、それをやめて、保育士有資格者1人と子育て支援や家庭的保育者などを1人置いて、計2人に変更する通知を出していただくことで、保育士不足の要因となる保育士の長時間労働を是正して、保育士のワーク・ライフ・バランスを実現していくこと、それが、ひいては待機児童問題の解消、そして、子育てと仕事の両立できる日本社会を作っていくのではないかと思っております。

以上、私の御提案をさせていただきました。ありがとうございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問ございますか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 全くそのとおりだと思います。だから、ほとんど反論の余地がないという感じなので、これは、是非とも進めるべきだと思うのですけれども、ちょっと言いますと、認証は100%の保育士資格は求めていないということと、それから、実際認可保育所でも、朝、晩というのは結構形骸化していて、かなり2人いるかどうかというのは、かなり怪しくて、3年ぐらい前に、規制改革会議でこの問題を取り上げて、実際朝晩いない保育所があるでしょうと。認可でね、私いっぱい知っていますよと。それを厚生労働省に調査しないと言ったら、それはできませんと。法令上は2人いることになっているので、そのはずだとか言っていたのですけれども、実際形骸化していますので、それは後追い的にでも、要するに、保育士資格者ではなくて、他の人が実際にいて、こういう少人数のときは、目があるということは重要なことで、これで十分だと思うのです。

実際1週間ぐらい前に日経新聞に出ていましたけれども、朝晩は1人でもいいというような方向で検討をするのでしたか。

○駒崎代表理事 そうです。あれを厚生労働省に、これは英断ですね、いいではないですかと言ったら、ちょっとあれは書き過ぎで、そこまでまだ決まっているわけではないのですけれども、何となくそうはしたいと思っているのですよと、ただ、もう少し、そこまで行き切れていないのでということで、一応厚生労働省もしたいとは思っているという状況だと思うので、こちらで後押ししていただけると、むしろ心強いのではないかと思います。

○鈴木委員 だから、これは本当に進めるべきだと私は思います。

この国家戦略特区のほうに持ってきていただくのも一つだと思うのです。これがありますといって、いっぱい手を挙げてもらうというのも一つだし、もう一つは、規制改革会議のほうに、もう厚生労働省もああいう報道が出てしまっているわけですから、規制改革会議のほうに持っていくと、それは全国展開と一発になりますので、両方あると思うので、私の言うことではないかも知れないですけれども、両面で行ったらどうかなと思います。

○駒崎代表理事 ありがとうございます。

まさに、これは法律ではなくて基準なので、多分法律改正とかという手続を踏まないでも、通知とか、政省令とかで改正できるのかなと思うので、規制改革会議とかなのかもしれないなと思いつつ、こちらでも提言させていただきました。ありがとうございます。

○工藤委員 この御提案の代替案で、子育て支援員や家庭的保育者等というのは、やはり、何か資格が要るのですか。

○駒崎代表理事 ありがとうございます。先ほどの3年前と少し状況が異なるのは、子育て支援員という、保育士だとちょっと国家資格でかなり重たいのですけれども、子育て支援員という研修で取れる資格というものがこの度作られて、結構カジュアルに子育て支援をやれるよとなってきたので、この人たちを活用すればいいのではないかと思っています。

○工藤委員 いつも言うのですけれども、私、保育士の資格は持っていないけれども、ちゃんと子どもは育てましたという、周りを見ていても、これからアクティブシニアも増えてきて、お子さんの結婚も遅いものだから、近隣の孫のような、みんなでかわいがるという感じが、世の中すごくできているのです。

そういう人たちがもう少し入りやすいというか、ちょっと人手がいるときにヘルプに入る、保育というよりも、私も海外の保育園に3月の視察に行ったときに、私たちが来るということで、近隣のお年寄りがちょっと入ってくれて、少しガイドしたり、パンフレットを配ったりというのに、ヘルプに入ってくれるということをやられていて、少しそういうふうな社会にしていかないと、おっしゃるように、保育士が本当に不足しているので、何でもかんでも保育士がやらなければいけないという状況を突破するには、資格、資格と言うよりも、もう少しそうではない人たちが入りやすい現状を作られるような御要望もあっていいのかなと。

○駒崎代表理事 ありがとうございます。

まさに、今工藤先生がおっしゃられたような観点から、子育て支援員、子育て経験があったりだとか、ボランティア意識の高い方々が割と気軽にこの領域に入っていけるように研修を整えましょうと、その研修を受けられたら、現場に入れますよというのが、この子育て支援員という仕組みで、4月から開始されているので、割とそういう意味では、資格というか、勉強してというよりかは。

○工藤委員 研修しないとダメなわけですね。

○駒崎代表理事 ええ。

○工藤委員 でも、例えば、学校などだと、今、地域の人たちが、ちょっと子どもと普段

は関わりがないかもしれないけれども、地域の協力と言って、どんどん入ってくるわけですね。だから、もう少しそういうのがなくとも、本当に何か起きたときは、近所の隣に住んでいる人が助けに行くという、これは附属池田小学校の事件があったときもそうなのだけれども、近隣との関わりがあって、大人が助けに行ける状態、それこそ何か災害があつたときにというのは、一番大切になってきているから、特に子どもたちだけではどうしようもないですね、保育園の世界は。だから、そこがもう一歩行かなければ、本当はいけないはずなのに、全部資格、資格というのが私はずっと常日頃、もう少しどうかならないかなと思って。

○駒崎代表理事 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、これはもう皆さん賛成で、今の工藤先生の御意見は、これよりもっと緩和してもいいのではないかという御意見だと思います。

それで、これは、確かに規制改革会議でやってもらうと、全国版でいいように思うので、ここら辺の調整はどうしますかね、こっちから持っていきますか。

○藤原次長 これは、もちろん連携をきちんとしなければいけないのですが、ただ、規制改革会議の検討のサイクルが1年でございます。

したがって、私どもも、全ての項目そうですが、特区というところで押していって、むしろ全国展開でというふうに関係省庁のほうから言っていただくというのが一番いいことだと思います。

○八田座長 では、規制改革会議のほうに仁義を切って、こっちでまずやるということですね。

○藤原次長 いつものパターンで。

○八田座長 分かりました。

○藤原次長 地域限定保育士の御提案をいただいて、多分まだ1年経っていないのですが、もう2回目の試験が、神奈川、千葉、沖縄、大阪で、10月24・25日に行われます。そういうスピード感で実現するという一番いい成功例だと思いますので、引き続き色々な御提案を頂戴できればと思ってございます。

○八田座長 本当にいつもいい提案をどうもありがとうございます。

では、また今後ともよろしくお願ひいたします。